

記入例

【1】予期せず令和5年1月から令和6年4月までに家計が急変した場合、収入の減少が、定年退職等のあらかじめ予期されるものである場合、本給付金の対象とはなりません。

【2】申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した全ての方の状況を記載して下さい。

【3】令和5年1月から令和6年4月までの任意の1か月の収入により申請する場合、④欄には、収入の減少のあった月を、⑤欄には、その月の収入を、⑥欄には、D×12の額を記載して下さい。

【4】早見表から、①欄の人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を確認し、【5】この額を⑦欄に記載して下さい。
【6】非課税相当額収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが低ければ支給対象(収入で申請する場合、2枚目は記載不要)

【7】記載例②の場合、非課税相当額収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが高いため、所得による申請となります。(裏面を記入)

別紙 簡易な収入(所得)見込額の申立書 【家計急変者】

① 「令和5年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(7万円) (家計急変世帯分) 申請書 (請求書)」と一緒にご提出ください。

② 下記にチェック (☑) してください。

私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。

(記入上の注意)
「予期せず家計が急変」したことは定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当しません。

③ 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した者全てについて記入してください。

氏名	左欄の者が扶養する者の数	令和5年度住民税課税状況	障害者控除等の適用	収入の減少のあった年月	任意の1か月の収入⑤			年間収入見込額 D×12	非課税相当収入限度額
					給与収入	事業収入又は不動産収入	年金収入		
記載例① (収入で申請) ※令和5年1月以降の任意の1か月の収入で申請する場合									
田原本 太郎	1	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年12月	110,000	0	110,000	1,320,000	1,378,000
田原本 花子	0	<input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	0	0	0	0	0
記載例② (所得で申請)									
奈良 次郎	1	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年12月	130,000	0	130,000	1,560,000	1,378,000

(記入上の注意)

- 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
- 「住民税課税状況」欄には、令和5年度の該当する項目にチェック☑してください。
- 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- 「収入の減少のあった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和5年1月から令和6年4月までの任意の1か月の月を記入して下さい。
- 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和5年1月から令和6年4月までの任意の1か月の収入を記入して下さい。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※年金収入がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。

⑦ 「非課税相当収入限度額」欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	168.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	209.7万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	249.7万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください ～

【一】収入により申請する場合は記入不要。

【8】⑦欄の年間収入見込額を転記してください。

【9】各欄に該当する控除額を記入して下さい。

【10】下表の非課税限度額早見表から、扶養人数に応じて、該当する金額を記入してください。

【11】年間所得見込額を計算してください
 年間所得見込額＝
 収入額－(⑧給与所得控除額＋⑨事業収入等の経費＋⑩公的年金等控除)
 ⑪の額が⑫の額を下回れば支給対象となります。

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての方について記入してください。

(フリガナ)	【収入】 年間収入見込額	【控除】			【所得見込】	【非課税相当額】
		給与所得控除額	事業収入等の経費	公的年金等控除	年間所得見込額	非課税所得限度額
氏名 記載例① (収入で申請)	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
1	【一】	記載不要(空欄)				
2						
3						
4						
記載例② (所得で申請)						
ナラ ジロウ 奈良 次郎	1,560,000		800,000		760,000	828,000

(記入上の注意)

⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑦欄)の額を転記して下さい。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

① A×12の額(給与収入分)が162.5万円以下 → 55万円
 ② A×12の額(給与収入分)が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
 ③ A×12の額(給与収入分)が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
 ④ A×12の額(給与収入分)が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

⑨「事業収入等の経費」

①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。
 ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

(65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 : 60万円超130万円未満 → 60万円
 : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
 : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円
 (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 : 110万円超330万円未満 → 110万円
 : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
 : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。
 ⑪年間所得見込額＝⑥年間収入見込額－(⑧給与所得控除額＋⑨事業収入等の経費＋⑩公的年金等控除)

⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。
 ※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	82.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	110.8万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	138.8万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

☞ これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用